

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則
【消防局警防部消防団支援課】 2

◇ 告示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉
局障害福祉部障害者支援課】 7
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（4件）【総務市民局地域
・人づくり部地域振興課】 8

◇ 公営競技局

- 特定調達契約の落札者の決定【公営競技局ポートレース事業課】 12

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 6 号

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 4 4 年北九州市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の常時介護を要する状態の（2）の項中「8 万 5, 4 9 0 円」を「9 万 7 9 0 円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（2）の項中「4 万 2, 7 0 0 円」を「4 万 5, 4 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

北九州市告示第204号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和8年4月30日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区大字中原46番80号
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社
九州製造所 所長 伊津野茂

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区大字中原46番80号
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社九州製造所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	粗製フェノール工程 T-701（キシレンタンク）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第29号一ロに掲げる静置分離器
能力	12m ³

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	24時間
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常
の量及び最大の量並びに汚染状態の通常値及び最大の値

汚水等の量 (m^3 / 日)	通常 0 最大 0.3 ~ 0.4
水素イオン濃度	通常 7 ~ 8 最大 7 ~ 8
化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 33,000 最大 33,000
フェノール類含有量 (mg / l)	通常 16,000 最大 16,000
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg / l)	通常 210 最大 210

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後
の汚水等の1日当たりの通常値及び最大の値並びに当該汚水等の汚染状
態の通常値及び最大の値

処理施設名 活性汚泥処理設備

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m^3 / 日)	通常 3594.6 最大 3977.7	同左
水素イオン濃度	通常 7 ~ 8 最大 6 ~ 8	同左
化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 230 最大 380	同左
浮遊物質 (mg / l)	通常 40 最大 100	同左
シアン化合物 (mg / l)	通常 2.0 最大 3.5	同左
フェノール類含有量 (mg / l)	通常 1.0 最大	同左
ノルマルヘキサン抽 出物質含有量 (mg / l)	通常 1.0 最大	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 2排水口

イ 排水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後
排水の量 (m^3 /日)	通常 55508.6 最大 78173.7	同左
水素イオン濃度	通常 5 最大 9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 29 最大 39	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 30 最大 40	同左
シアン化合物 (mg/l)	通常 0.3 最大 0.5	同左
フェノール類含有量 (mg/l)	通常 0.3 最大 0.5	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	通常 1.2 最大 2.0	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 50 最大 70	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 0.5 最大 1.0	同左
ベンゼン (mg/l)	通常 最大 0.08	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年4月30日から同年5月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和8年5月21日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 205 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 30 日

北九州市長 武 内 和 久

1 薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
八幡西調剤薬局	北九州市八幡西区八枝三丁目 1 2 番 1 号	令和 8 年 5 月 1 日
サンキュー薬局門司駅前店	北九州市門司区中町 1 番 3 2 号	令和 8 年 5 月 1 日
薬局銀ちゃん	北九州市小倉北区香春口一丁目 6 番 7 号	令和 8 年 5 月 1 日
ほしぞら薬局	北九州市小倉南区徳力四丁目 1 5 番 5 号	令和 8 年 5 月 1 日

2 訪問看護（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ソフィアメディ訪問看護ステーション八幡西	北九州市八幡西区本城一丁目 1 2 番 2 7 号	令和 8 年 5 月 1 日
訪問看護ステーション Alma（アルマ）	北九州市戸畑区中原西二丁目 2 番 1 号	令和 8 年 5 月 1 日
訪問看護ステーションはな 戸畑	北九州市戸畑区幸町 1 1 番 1 7 号	令和 8 年 5 月 1 日

3 訪問看護（更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
SJR 別院訪問看護ステーション	北九州市門司区柳原町 1 1 番 3 0 号	令和 8 年 5 月 1 日

北九州市告示第 206 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 4 月 30 日

北九州市長 武内和久

- 1 認可地縁団体の名称
若松区第 23 区自治会

- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	橋口征男	北九州市若松区宮丸二丁目 26 番 21 号
変更後	古田政範	北九州市若松区宮丸二丁目 26 番 17 号

- 3 変更年月日

令和 6 年 5 月 19 日

北九州市告示第 207 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 4 月 30 日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

湯川校区自治連合会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	村内 実	北九州市小倉南区湯川三丁目 2 番 17 号
変更後	近藤哲也	北九州市小倉南区葛原二丁目 21 番 21 号

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 11 日

北九州市告示第 208 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 4 月 30 日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

東筑苑町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	北村千鶴	北九州市八幡西区折尾二丁目 9 番 23 号
変更後	一瀬 進	北九州市八幡西区折尾二丁目 9 番 15 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区折尾二丁目 9 番 23 号
変更後	北九州市八幡西区折尾二丁目 9 番 15 号

4 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 日

北九州市告示第 209 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 8 年 4 月 30 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

若松区第六区自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	川本和二三	北九州市若松区本町二丁目 4 番 12 号
変更後	鈴木田みゆき	北九州市若松区本町三丁目 5 番 13 - 705 号

3 変更年月日

令和 8 年 3 月 30 日

北九州市公営競技局公告第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月30日

北九州市公営競技局長 宮 金 満

- 1 購入品目及び予定数量
モーターボート競走出走表 62万7,500枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月30日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社ゼンリンプリントテックス
北九州市門司区松原三丁目5番8号
- 5 落札金額
3,789万6,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和8年2月13日
- 8 落札方式
最低価格による。